七・〇ミリメートル以上	百五十六ミリメートル以上	四・一ミリメートル以上	百四十一ミリメートル
七・五ミリメートル以上	百八十三ミリメートル以上	五・一ミリメートル以上	百六十六ミリメートル

一　給水管等の外管肉厚等がこの表に掲げる二以上の区分に該当する場合においては、これらの区分のそれぞれに対応する同表の内管の外径の欄に定める数値のうち、いずれか大きい数値とすること。

二　内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。

三　給水管等の耐火二層管貫通部構造の床又は壁を貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分が耐火二層管であること。

2　前項の「耐火二層管貫通部二時間耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一　次に掲げる基準に適合すること。

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める基準に適合すること。

(1)　給水管等が床を貫通する場合　当該床が鉄筋コンクリート造（令第七十九条第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないもの（平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を適用するものに限る。）にあっては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（令第七十九条の三第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないもの（同告示第二項の規定を適用するものに限る。）にあっては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。）であること。

(2)　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル未満のものを除く。以下同じ。）であること。

ロ　床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚（内部に中空部を有する床又は壁にあっては当該床又は壁の厚さから当該中空部の厚さを差し引いた厚さをいい、内部に中空部を有しない床又は壁にあっては当該床又は壁の厚さをいう。以下同じ。）が百ミリメートル以上であること。

二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第七号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚が百ミリメートル以上であること。

イ　床又は壁（耐力壁に限る。）に通常の火災による火熱が二時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ロ　令第百七条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合すること。